

健康福祉委員会資料

1 令和2年第4回定例会提出予定議案の説明

- (3) 議案第88号 川崎市消防団員等公務災害補償条例の一部
を改正する条例の制定について

資料1 議案第88号 川崎市消防団員等公務災害補償条例の一部
を改正する条例の制定について

資料2 新旧対照表

令和2年5月27日

消 防 局

議案第 88 号 川崎市消防団員等公務災害補償条例の一部 を改正する条例の制定について

1 改正内容

附則第 2 条の 4 第 5 項及び同条第 6 項において定められている利率について、「10
0 分の 5」を「事故発生日における法定利率」に改めることとする。

2 附則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の条例の規定は、令和 2 年 4 月 1 日から適
用する。

川崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市消防団員等公務災害補償条例 昭和36年 3 月31日 条例第23号</p>	<p>○川崎市消防団員等公務災害補償条例 昭和36年 3 月31日 条例第23号</p>
<p>附 則 (略)</p>	<p>附 則 (略)</p>
<p>(障害補償年金前払一時金)</p>	<p>(障害補償年金前払一時金)</p>
<p>第2条の4 当分の間、障害補償年金を受ける権利を有する者が申し出たときは、市は、損害補償として、障害補償年金前払一時金を支給する。</p>	<p>第2条の4 当分の間、障害補償年金を受ける権利を有する者が申し出たときは、市は、損害補償として、障害補償年金前払一時金を支給する。</p>
<p>2 前項の申出は、障害補償年金の最初の支給に先立って行わなければならない。ただし、既に障害補償年金の支給を受けた場合においても、当該障害補償年金を支給すべき事由が生じた日の翌日から起算して1年を経過する日までの間は、当該申出を行うことができる。</p>	<p>2 前項の申出は、障害補償年金の最初の支給に先立って行わなければならない。ただし、既に障害補償年金の支給を受けた場合においても、当該障害補償年金を支給すべき事由が生じた日の翌日から起算して1年を経過する日までの間は、当該申出を行うことができる。</p>
<p>3 第1項の申出は、同一の事由につき2回以上行うことはできない。</p>	<p>3 第1項の申出は、同一の事由につき2回以上行うことはできない。</p>
<p>4 障害補償年金前払一時金の額は、前条第1項の表の左欄に掲げる当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金に係る障害等級に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額（当該障害補償年金について第9条第8項の規定が適用された場合にあつては、加重前の障害等級に応じ前条第2項各号に定める額（加重後の障害が第13条の2に規定する公務上の災害に係るものである場合には、同条に規定する率を乗じて得た額を加算しないものとした場合における同項各号に定める額とする。）。以下この項において「障害補償年金前払一時金の限度額」という。）又は障害補償年金前払一時金の限度額の範囲内で補償基礎額の1,200倍、1,000倍、800倍、600倍、400倍若しくは200倍のいずれかに相当する額のうちから当該障害補償年金を受ける権利を有する者が選択した額とする。ただし、第1項の申出が第2項ただし書の規定によるものである場合には、当該障害補償年金に係る障害等級に応じ、それぞれ障害補償年金前払一時金の限度額から当該申出が行われた日の属する月までの期間に係る当該障害補償年金の額の合計額を差</p>	<p>4 障害補償年金前払一時金の額は、前条第1項の表の左欄に掲げる当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金に係る障害等級に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額（当該障害補償年金について第9条第8項の規定が適用された場合にあつては、加重前の障害等級に応じ前条第2項各号に定める額（加重後の障害が第13条の2に規定する公務上の災害に係るものである場合には、同条に規定する率を乗じて得た額を加算しないものとした場合における同項各号に定める額とする。）。以下この項において「障害補償年金前払一時金の限度額」という。）又は障害補償年金前払一時金の限度額の範囲内で補償基礎額の1,200倍、1,000倍、800倍、600倍、400倍若しくは200倍のいずれかに相当する額のうちから当該障害補償年金を受ける権利を有する者が選択した額とする。ただし、第1項の申出が第2項ただし書の規定によるものである場合には、当該障害補償年金に係る障害等級に応じ、それぞれ障害補償年金前払一時金の限度額から当該申出が行われた日の属する月までの期間に係る当該障害補償年金の額の合計額を差</p>

改正後	改正前
<p>し引いた額を超えない範囲内で、補償基礎額の1,200倍、1,000倍、800倍、600倍、400倍又は200倍に相当する額のうちから当該障害補償年金を受ける権利を有する者が選択した額とする。</p> <p>5 障害補償年金前払一時金が支給された場合における当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金は、当該障害補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月（第1項の申出が第2項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月）から、その月以後の各月に支給されるべき障害補償年金の額（当該障害補償年金前払一時金が支給された月後の最初の障害補償年金の支給期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき障害補償年金については、その額を、1に当該最初の障害補償年金の支給期月から当該各月までの年数（当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）1年につき事故発生日（政令第2条第2項第1号に規定する事故発生日をいう。以下同じ。）における法定利率を加算して得た数で除して得た額）の合計額が当該障害補償年金前払一時金の額に達する月まで、その支給を停止する。</p> <p>6 前項の規定による障害補償年金の支給の停止が終了する月に係る障害補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支給期月から起算して1年以内の場合にあっては当該障害補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該障害補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額を、当該支給期月から起算して1年を超える場合にあっては当該障害補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に事故発生日における法定利率に当該終了する月の前項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該障害補償年金の額から差し引いた額とする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>し引いた額を超えない範囲内で、補償基礎額の1,200倍、1,000倍、800倍、600倍、400倍又は200倍に相当する額のうちから当該障害補償年金を受ける権利を有する者が選択した額とする。</p> <p>5 障害補償年金前払一時金が支給された場合における当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金は、当該障害補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月（第1項の申出が第2項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月）から、その月以後の各月に支給されるべき障害補償年金の額（当該障害補償年金前払一時金が支給された月後の最初の障害補償年金の支給期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき障害補償年金については、その額を、1に当該最初の障害補償年金の支給期月から当該各月までの年数（当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）1年につき100分の5を加算して得た数で除して得た額）の合計額が当該障害補償年金前払一時金の額に達する月まで、その支給を停止する。</p> <p>6 前項の規定による障害補償年金の支給の停止が終了する月に係る障害補償年金の額は、当該終了する月が、同項に規定する支給期月から起算して1年以内の場合にあっては当該障害補償年金前払一時金の額から同項の規定により各月に支給されるべき当該障害補償年金の額の全額につき支給が停止される期間に係る同項の規定による合計額（以下この項において「全額停止期間に係る合計額」という。）を差し引いた額を、当該支給期月から起算して1年を超える場合にあっては当該障害補償年金前払一時金の額から全額停止期間に係る合計額を差し引いた額に100分の5に当該終了する月の前項に規定する経過年数を乗じて得た数に1を加えた数を乗じて得た額を、それぞれ当該終了する月に支給されるべき当該障害補償年金の額から差し引いた額とする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>